

北海道日高振興局告示第38号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第21号のかご漁業(日高振興局管内沖台海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
かご漁業(あいなめ)	日海共第32号共同漁業権漁場区域	毎年、6月15日から10月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:20隻)	10トン未満	日高振興局管内に住所を有する者	
	日海共第30号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:25隻)	同上	同上	
	日海共第28号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:20隻)	同上	同上	
	日海共第26号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:19隻)	同上	同上	
	日海共第24号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:44隻)	同上	同上	
	日海共第22号共同漁業権漁場区域	同上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:25隻)	同上	同上	